

未来創造「新・ものづくり」特区地域活性化方針

〔平成 23 年 12 月 22 日内閣総理大臣決定〕
〔平成 29 年 3 月 27 日一部変更〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

未来創造「新・ものづくり」特別区域における農業と工業のバランスある土地利用の実現を目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 農地の集約と企業等の農業参入の促進

農業の担い手の減少と耕作放棄地の拡大を踏まえ、農地の集約による大規模農地の確保や規模拡大を志向する農家への利用集積、農業への企業参入、担い手減少及び耕作放棄地の対策が必要である。

② 既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積

i) ものづくり都市として発展してきたが、産業構造の変化に伴い次世代を担う新たな成長産業の創出が必要である。一方、土地利用の手続きに時間を要するため、早期に用地確保を求める民間企業の要望に応えられないことが課題である。

ii) 市街地に産業集積を進めるための用地が不足していることから、既存優良工場の拡張ができず、産業集積を進めるための用地が不足しているとともに、東日本大震災を教訓に、より安全地域における工場立地が必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 農地の集約と企業等の農業参入の促進

- i) 農地中間管理事業等による農地集積及び集約
- ii) 新たな大規模農地の造成・再整備
- iii) 農業参入を目指す企業の戦略的誘致
- iv) 農協・農業者と農業に参入した企業等との連携強化

② 既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積

- i) 迅速な土地利用政策の実現
- ii) 既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積
- iii) 地盤強固な内陸部への工業立地

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。